

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例及びさいたま市水道  
事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 7 月 1 日

さいたま市長

清水 子人

## さいたま市条例第43号

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例及びさいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市下水道事業の設置等に関する条例（平成16年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後                                                                                                                                                            | 改正前                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (議会の同意を要する賠償責任の免除)<br>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 | (議会の同意を要する賠償責任の免除)<br>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 |

(さいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市水道事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第275号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後                                                                         | 改正前                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| (議会の同意を要する賠償責任の免除)<br>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第</u> | (議会の同意を要する賠償責任の免除)<br>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第</u> |

8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

#### 附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。